## 鳥取県告示第118号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月28日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	廃止の届出を受理	サービスの種類
氏名	の名称	の所在地	した年月日	
前川歯科医院	前川歯科医院	鳥取市湖山町北一	平成24年2月16日	介護予防居宅療養
		丁目508		管理指導